

## 77 障害のある児童・生徒の通学支援の充実

提出先 文部科学省、厚生労働省

### **【提案項目】**

障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるため、市町村地域生活支援事業について必要な財源措置を講じること。

### **【提案理由等】**

本県では、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加に伴い、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加を促進するため、こうした取組に加え、公共交通機関を利用した学校までの移動や、バス停までの移動についても支援の充実が必要である。

移動支援は市町村地域生活支援事業に位置付けられているものの、国の補助率は法定の補助率の上限を下回る状況が続いていることから、市町村が通学支援の充実を図る上で支障となっており、市町村地域生活支援事業に係る財政措置を拡充する必要がある。